

# 入院時意思疎通支援員派遣事業 プロジェクト会議について

大津市障害者自立支援協議会事務局  
松岡啓太

# プロジェクト会議の進め方

## ①プロジェクトの立ち上げ

- ・2009年に相談支援連絡会で相談員より重症心身障害の方や行動障碍の方の入院時の付き添いに関して病院より求められて家族が困っているとの報告が複数入る。

- 病院は完全看護というものの・・・コミュニケーションに困難をもつ方の入院時、家族かボランティアか自費でヘルパーが雇われている現状。

- ・他府県でALSの方を中心に入院時のコミュニケーション支援のためヘルプの利用が制度的に認められているという情報を入手。

- 大津でも制度を作ろうという話しを自立支援協議会運営委員会及び定例会にて提案。プロジェクトが立ち上がる。

# プロジェクト会議の進め方

## ①プロジェクトの立ち上げ

- ・相談支援事業所と自立支援協議会の事務局が中心となり、プロジェクトのメンバーを選定。行政、病院関係者、居宅介護事業所がプロジェクトメンバーとなり、検討を行うことになる。

3

### ☆プロジェクトの立ち上げに関して下の点に留意

- ・メンバーの選定：適正な人数の設定、行政の人をメンバーに必ず入れる。
- ・プロジェクトの目的と到達目標の設定：メンバー間での共有
- ・会議の設定：進捗状況の確認、議事録の作成、次回会議までのメンバーでの役割分担

# プロジェクト会議の進め方

## ②事例集めと課題の分析

- ・入院時に付き添いを求められた人たちはどんな障害があり、どんな支援を必要としていたか、また、実際どのように今まで対応してきたか、相談支援事業所や当事者にアンケートを取り、事例を集めることにする。

### ☆事例集めの留意点

- ・プロジェクトの目的、目標に対して、地域の現状と課題を把握。
- ・当事者の声を聞く。ワークショップの開催
- ・事例集めの方法：聞き取り、アンケート、現場視察、行政からの情報提供

# プロジェクト会議の進め方

## ③他の地域の状況確認

- ・他府県の入院時意思疎通派遣事業の実態を調査。

→松山市、大阪市、神戸市の要綱を取り寄せ、  
対象者・支給量・報酬単価・利用者負担について確認する。

### ☆他の地域の状況を確認する際の留意点

- ・インターネット等を利用した情報収集
- ・他の地域の相談支援事業所や行政機関への問合せ
- ・メンバーによる現地視察、聞き取り
- ・先進的な取り組みを行っている地域から講師を呼んで勉強会を開催

# プロジェクト会議の進め方

## ④新しい制度及び支援システムの検討

- ・事例や他府県の制度を参考に、大津市としてどのような制度にするか検討する。主に対象者・支給量・報酬単価・支援内容、利用に向けたプロセスについて協議を行い要綱案を作成する。

→対象者をどこまでの範囲にするか、支給量の決定をどうするか、病院側にどう理解してもらうかが一番の議論となる。

### ☆制度やシステムの検討をする際の留意点

- ・ホワイトボードの活用。拡散した案をどう集約させるか？
- ・当事者の意見を聞く場を設ける。ワークショップ等の開催。
- ・予算が必要な制度やシステムを検討する場合は、利用ニーズを数字として出す。

# プロジェクト会議の進め方

## ⑤ 自立支援協議会での提言と制度化

- ・プロジェクト会議で作成した提言書を定例会に報告。制度化に向けた提言を行う。

→翌年2010年に地域生活支援事業として予算が付き制度化。制度化に伴い、具体的な利用方法に関して、申請や利用に必要な書式等の作成及び病院側への制度の理解に関する説明方法の検討を行う。

### ☆留意点

- ・当初の目的や目標を満たした案になっているか？当事者にとって利用しやすい案になっているか？
- ・制度化、システム化された後のフォロー。使いやすいものになっているか？利用実態はどうか？場合によっては再検討も必要。

# 入院時意思疎通支援派遣事業

## ①目的

医療機関へ入院が必要な障害者若しくは障害児が、発語困難等により医師又は看護師等との意思疎通が十分に図れない場合に、障害者等との意思疎通に熟達した者を意思疎通支援員を派遣することにより、医療従事者との意思疎通の円滑化を図り、もって障害者等の適切な入院加療が可能となるよう支援する

- 支援員は、病院内での利用者への身体介護は不可能。
- 意志疎通の支援のみ行う。



# 入院時意思疎通支援派遣事業

## ②対象者

- この要領による事業の対象者は、本市内に在住する発語困難等により意思表示が困難な障害者等であつて、本人に代わり意思疎通を行う家族等がない重度訪問介護若しくは行動援護の対象者又はこれらに準ずると市長が認めたものとする。

# 入院時意思疎通支援派遣事業

## ③事業の内容

- ▶ 支援員の派遣期間は、原則として1回の入院につき入院日から起算して1月以内とし、1月を超えて入院が必要と認められる場合は、派遣期間の延長を行うことができるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合を除き、入院日から起算して3月を超えることはできないものとする。
- ▶ 支援員の派遣時間数は、1日当たり通算12時間、1月当たり通算100時間を上限とする。

# 入院時意思疎通支援派遣事業

## ④利用の流れ

対象者の入院・入院の予定

```
graph TD; A[対象者の入院・入院の予定] --> B[大津市（障害福祉課）に申請書と支援計画を提出]; B --> C[大津市からの決定または却下の通知]; C --> D[利用者と居宅介護事業者とが契約]; D --> E[意思疎通支援員派遣の実施];
```

大津市（障害福祉課）に申請書と支援計画を提出

大津市からの決定または 却下の通知

利用者と居宅介護事業者とが契約

意思疎通支援員派遣の実施

# 入院時意思疎通支援派遣事業

## ⑤委託料

- ▶(1) 所要時間30分未満の場合 1,000円
- ▶(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 2,000円
- ▶(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 2,800円
- ▶(4) 所要時間1時間30分以上の場合 3,500円に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに700円を加算した額

# 入院時意思疎通支援派遣事業 実績

<実績>

平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
利用月	利用者数	利用月	利用者数	利用月	利用者数	利用月	利用者数
7	2	4	1			4	1
8	1	6	1				
10	1						
11	1						
合計	5	合計	2	合計	0	合計	1

<平成25年度予算額> 210,000円

<平成26年度見積額> 165,000円